

西宮市国民健康保険運営協議会公募委員選考委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険運営協議会公募委員選考要綱(平成17年3月10日制定。以下「選考要綱」という。)第13条の規定に基づき、西宮市国民健康保険運営協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)の運営に必要な事項を定める。

(選考委員会の招集)

第2条 選考委員会は委員長が招集する。

(選考委員会の審査)

第3条 委員長は選考委員会を主宰する。

2 委員は、申込書に記載された応募理由及び小論文(いずれも応募者氏名を削除したもの)について審査する。

3 選考委員会は前項により審査した結果、面接が必要と判断した場合、該当者に対して日時と場所を通知して面接を行うものとする。

4 小論文及び面接については、選考要綱第8条第2項に基づく点数を付与する。

(庶務)

第4条 選考委員会の庶務は、西宮市国民健康保険課で行う。

(補則)

第5条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。